# 自由金利型定期預金 M型 (スーパー定期) 単利型規定

2020年3月2日現在

自由金利型定期預金 (M型) 単利型 (以下「この預金」といいます。) は、預金共通規定および次の規定により取扱います。

# 1. 預金契約の成立

当行は、お客様からこの規定の取引に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。

#### 2. 付利単位

この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

# 3. 満期日以後の利息

この預金の満期日(自動継続を停止した場合の満期日を含みます。)以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

# 4. 中途解約の利息

この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日(継続を したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率 によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息または 7(2) ③、8(3) ④が支払われている場合には、その支払額 (中間払利息または 7(2) ③、8(3) ④が複数ある場合は、その合計額)と次の利率により計算した利息額との差額を清算します。

- (1) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 解約日における普通預金の利率
- (2) 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合

次の①および②の算式により計算した利率のいずれか高い利率とします。ただし、「この預金の預入日において、解約時点での元金を中途解約日を満期日として預入した場合に適用される店頭表示利率」×90%で計算される利率を上限とします。

(下記の算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。)

- ① 解約日における普通預金の利率
- ② 預入期間に応じた下記により計算した利率
  - A. 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日と したこの預金の場合

a. 6か月未満 解約日における普通預金の利率

b. 6か月以上1年未満 約定利率×40%
c. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
d. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
e. 2年以上3年未満 約定利率×70%

B. 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日とし

たこの預金の場合

a. 6か月未満 解約日における普通預金の利率

b. 6か月以上1年未満 約定利率×20% 1年以上1年6か月未満 約定利率×20% d. 1年6か月以上2年未満 約定利率×30% e. 2年以上2年6か月未満 約定利率×30% f. 2年6か月以上3年未満 約定利率×40%

g. 3年以上4年未満 約定利率×70%

C. 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日とし たこの預金の場合

a. 6か月未満 解約日における普通預金の利率

b. 6か月以上1年未満 約定利率×20% c. 1年以上1年6か月未満 約定利率×20% d. 1年6か月以上2年未満 約定利率×30% e. 2年以上2年6か月未満 約定利率×30% f. 2年6か月以上3年未満 約定利率×30% g. 3年以上4年未満 約定利率×50% h. 4年以上5年未満 約定利率×70%

D. 預入日の5年後の応当日から預入日の6年後の応当日の前日までの日を満期日とし たこの預金の場合

解約日における普通預金の利率 a. 6か月未満

約定利率×10% b. 6か月以上1年未満 c. 1年以上1年6か月未満 約定利率×10% d. 1年6か月以上2年未満 約定利率×10% 2年以上2年6か月未満 約定利率×20% e. 2年6か月以上3年未満 約定利率×20% f. 約定利率×30% g. 3年以上4年未満 h. 4年以上5年未満 約定利率×50%

5年以上6年未満

E. 預入日の6年後の応当日から預入日の7年後の応当日の前日までの日を満期日とし たこの預金の場合

約定利率×70%

a. 6か月未満 解約日における普通預金の利率

b. 6か月以上1年未満 約定利率×10% c. 1年以上1年6か月未満 約定利率×10% 1年6か月以上2年未満 約定利率×10% d. 2年以上2年6か月未満 約定利率×20% e. f. 2年6か月以上3年未満 約定利率×20% 3年以上4年未満 約定利率×30% h. 4年以上5年未満 約定利率×30%

i. 5年以上6年未満 約定利率×50%

i. 6年以上7年未満 約定利率×70%

F. 預入日の7年後の応当日から預入日の8年後の応当日の前日までの日を満期日とし

たこの預金の場合

a. 6か月未満 解約日における普通預金の利率

b. 6か月以上1年未満 約定利率×10%

c. 1年以上1年6か月未満 約定利率×10%

d. 1年6か月以上2年未満 約定利率×10%

e. 2年以上2年6か月未満 約定利率×20%

f. 2年6か月以上3年未満 約定利率×20%

g. 3年以上4年未満 約定利率×20%

h. 4年以上5年未満 約定利率×30%

. 5年以上6年未満 約定利率×50%

j. 6年以上7年未満 約定利率×60%

k. 7年以上8年未満 約定利率×70%

G. 預入日の8年後の応当日から預入日の9年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a. 6か月未満 解約日における普通預金の利率

b. 6か月以上1年未満 約定利率×10%

c. 1年以上1年6か月未満 約定利率×10%

d. 1年6か月以上2年未満 約定利率×10%

e. 2年以上2年6か月未満 約定利率×20%

f. 2年6か月以上3年未満 約定利率×20%

g. 3年以上4年未満 約定利率×20%

h. 4年以上5年未満 約定利率×30%

i. 5年以上6年未満 約定利率×50%

j. 6年以上7年未満 約定利率×60%

k. 7年以上8年未満 約定利率×70%

1. 8 年以上 9 年未満 約定利率×80%

H. 預入日の 9 年後の応当日から預入日の 10 年後の応当日の前日までの日を満期日と したこの預金の場合

a. 6か月未満 解約日における普通預金の利率

b. 6 か月以上 1 年未満 約定利率×10%

c. 1年以上1年6か月未満 約定利率×10%

d. 1年6か月以上2年未満 約定利率×10%

e. 2年以上2年6か月未満 約定利率×20%

f. 2年6か月以上3年未満 約定利率×20%

g. 3年以上4年未満 約定利率×20%

h. 4年以上5年未満 約定利率×30%

i. 5年以上6年未満 約定利率×40%

j. 6年以上7年未満 約定利率×50%

k. 7年以上8年未満 約定利率×60%

. 8年以上9年未満 約定利率×70%

m. 9年以上10年未満 約定利率×80%

I. 預入日の 10 年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a. 6か月未満 解約日における普通預金の利率

b. 6か月以上1年未満 約定利率×10%

c. 1年以上1年6か月未満 約定利率×10%

d. 1年6か月以上2年未満 約定利率×10%

e. 2年以上2年6か月未満 約定利率×20%

f. 2年6か月以上3年未満 約定利率×20%

g. 3年以上4年未満 約定利率×20%

h. 4年以上5年未満 約定利率×30%

i. 5年以上6年未満 約定利率×40%

j. 6年以上7年未満 約定利率×50%

k. 7年以上8年未満 約定利率×60%

1. 8 年以上 9 年未満 約定利率×70%

m. 9年以上 10年未満 約定利率×90%

## 5. 取引の制限等

(1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出等を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 第1項もしくは第2項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 前三項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前三項にもとづく取引等の制限を解除します。

#### 6. 解約等

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の解約依頼書に届出の印章により記 名押印して通帳(証書)とともに当店に提出してください。後記 7(1)の満期日自動解 約以外の方法で解約するときも同様とします。

ただし、当行で所有するタブレット端末で受付した場合、解約金を入金する同一預金者の 普通預金口座通帳および定期預金の通帳(証書)を提出し、画面表示等の操作手順に従っ て、定期預金の口座番号、預金番号、その他の事項を正確に入力のうえ、普通預金口座の 届出の暗証番号入力もしくは届出の印章を所定の用紙へ押印してください。

この場合、払戻請求書を提出する必要はありません。(法人の預金は除く)

- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
  - なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出の あった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
  - ① この預金口座の名義人が存在しなかったことが明らかになった場合または預金口座 の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
  - ② この預金の預金者が預金共通規定第6条第1項に違反した場合
  - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
  - ④ 前条第1項から第3項までに定める取引等の制限に係る事象が1年以上に亘って解消されない場合
  - ⑤ 法令で定める本人確認等における確認事項、及び前条第 1 項もしくは第 2 項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が誤りである場合
  - ⑥ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
  - ⑦ 前記①から⑥の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合
- (4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はいつでも取引を停止し、または通知することによりこの取引を解約することができるものとします。この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
  - ① 口座開設申込時等にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。
  - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - D. 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると 認められる関係を有すること。
  - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき 関係を有すること。
  - ③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
  - A. 暴力的な要求行為
  - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の 業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

# 7. 期日支払型預金

(1) 預金の支払時期

この預金は、通帳(証書)記載の満期日以後に利息とともに支払います。なお、自動解約 入金方式の場合は通帳(証書)記載の満期日に自動解約し、元利金はあらかじめ指定され た預金口座へ入金するものとします。

- (2) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。) および通帳(証書)記載の利率(以下「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日以後(自動解約入金方式の場合は満期日)にこの預金とともに支払います。
  - ただし、預入日の 2 年後の応当日から預入日の 10 年後の応当日までの日を満期日とした 場合の利息の支払いおよび利息をあらかじめ指定された期間ごとに分割して、あらかじめ 指定された預金口座に入金するとしたこの預金の利息の支払いは次によります。
  - ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳(証書)記載の中間利払利率によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金(以下「自由金利型2年定期 預金(M型)」といいます。)に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

- A. 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳(証書)とともに提出してください。
- B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。
- C. 定期預金とする場合には、中間利払日にこの自由金利型2年定期預金(M型)と満期日を同一にする預入期間1年の自由金利型定期預金(M型)(以下「中間利息定期預金」といいます。)とし、その利率は、中間利払日における店頭表示の利率を適用します。
- ② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額は、満期日以後(自動解約入金方式の場合は満期日)にこの預金とともに支払います。
- ③ 預入日の1年後の応当日から預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の利息をあらかじめ指定された期間ごとに分割して、あらかじめ指定された預金口座に入金する場合には、次によります。
- A. 利息の支払いが1か月ごとの場合

預入日の1か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。

その利息を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

B. 利息の支払いが2か月ごとの場合 預入日の2か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日か らその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部と して指定口座に入金します。

その利息を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

C. 利息の支払いが3か月ごとの場合

預入日の3か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。

その利息を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

D. 利息の支払いが6か月ごとの場合

預入日の 6 か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。

その利息を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。 ただし、前記 A から D による利息が指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳(証書)とともに提出してください。

- (3) 中間利息定期預金の利息については、前記(2)①、②の規定を準用します。
- (4) 中間利息定期預金については、原則として通帳に記載(預金証書を発行)しないこととし、 次により取扱います。
  - ① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
  - ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当行所定の解約依頼書に届出の印章により記名押印して通帳(証書)とともに提出してください。なお、自動解約入金方式の場合は、中間利息定期預金の元利金はこの預金とともに前記(1)の方法により支払います。ただし、中間利息定期預金をこの預金とともに前記(1)以外の方法で解約するときは、当行所定の解約依頼書に届出の印章により記名押印して通帳(証書)とともに提出してください。
  - ③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の解約依頼書に 届出の印章により記名押印して通帳(証書)とともに提出してください。

## 8. 自動継続型預金

- (1) 自動継続
  - ① この預金は、通帳(証書)記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金 (M型)に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
  - ② この預金の継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率とします。
  - ③ 継続を停止するときは、満期日(継続したときはその満期日)までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。
- (2) この預金の利息は、預入日(継続したときはその継続日)から満期日の前日までの日数 (以下「約定日数」といいます。)および通帳(証書)記載の利率(継続後の預金につい ては前記(1)②の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)によって計算し、満期 日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日とした

この預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳(証書)記載の中間利払利率(継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。

ただし、小数点第 4 位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の 2 年後の応当日を満期日としたこの預金(以下「自由金利型 2 年定期預金(M型)」といいます。)に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

- ② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息 の残額(以下「満期払利息」といいます。)は満期日に支払います。
- (3) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
  - ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
  - ② 自由金利型 2 年定期預金 (M型)の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。
  - A. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。
  - B. 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自由金利型 2 年定期預金 (M 型) と満期日を同一にする自由金利型定期預金 (M 型) (以下「中間利息定期 預金」といいます。) とし、その利率は、中間利払日における店頭表示の利率を適用します。

満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して 自由金利型2年定期預金(M型)に継続します。

- ③ 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ④ 預入日の1年後の応当日から預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の利息をあらかじめ指定された期間ごとに分割して、あらかじめ指定された預金口座に入金する場合には、次によります。
- A. 利息の支払いが1か月ごとの場合

預入日の1か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。

その利息を差引いた利息の残額は、満期日に指定口座に入金します。

B. 利息の支払いが2か月ごとの場合

預入日の2か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。その利息を差引いた利息の残額は、満期日に指定口座に入金します。

C. 利息の支払いが3か月ごとの場合

預入日の3か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。その利息を差引いた利息の残額は、満期日に指定口座に入金します。

D. 利息の支払いが6か月ごとの場合

預入日の6か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。その利息を差引いた利息の残額は、満期日に指定口座に入金します。

ただし、前記 A から D による利息が指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳(証書)とともに提出してください。

- (4)継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息および前記(3)④による利息を除く。) は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (5) 中間利息定期預金の利息については、前記(2)(3)の規定を準用します。
- (6) 中間利息定期預金については、原則として通帳に記載(預金証書を発行)しないこととし、次により取扱います。
  - ① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
  - ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当行所定の解約依頼書に届出の印章により記名押印して提出してください。
  - ③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の解約依頼書に届出の印章により記名押印して通帳(証書)とともに提出してください。
- (7) 中間利息定期預金の証書を発行した場合には、この預金の継続にあたり、前記(3)②Bの規定にかかわらず、中間利息定期預金の元利金は合計しません。

#### 9. 通帳・証書の効力

前記 7 (1) の自動解約入金方式により、満期日に自動的に解約のうえ元利金をあらかじめ 指定された預金口座に入金した後は、通帳式の場合、通帳記載のこの預金は解約されたもの とします。証書式の場合、証書は無効となりますので直ちに当店へ返却してください。

#### 10. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上